

平成 22 年 4 月 1 日

関係各位

VDEC のアカデミック CAD ライセンスの利用のガイドライン

浅田邦博

VDEC で導入している標記ライセンスは全てアカデミック利用を前提にしており、利用の際には下記の指針に従って利用していただきたい。またたとえ商用ライセンスで設計されたものでも VDEC を通じて試作する場合は、VDEC での最終検証とデータ変換にアカデミックライセンスを利用しており、下記指針に従う必要がある。なおこの指針は各 CAD ベンダーの制約を理解し凡そ纏めたものであり、厳密に文書に記載されていることではないことに注意されたい。したがって後述の“利用の精神”に反する疑義があると感じられた場合は、個別に相談されたい。

記

[ガイドライン]

1. 場所：大学および高専内での利用に限る
2. 利用者：大学および高専の職員（ファカルティ）と学生に限る
3. 目的：教育目的および学術研究目的に限る
4. 制限：
 - (ア) 商用（コマーシャル）および製品開発（プロダクトディベロップ）は不可
 - (イ) ソフトのリバースエンジニアリングは行ってはならない
 - (ウ) ソフトのベンチマークはしてはならない
 - (エ) 第三者（サードパーティ）に対する便宜供与に用いてはならない

[利用の精神]

- A. 学生のトレーニングおよび学術研究を通じた学生の教育に用いて人材育成に資する
- B. 学術研究を通して公益に資する
- C. CAD 市場における商用ライセンス需要に損害を生じさせない
 - (ア) アカデミックライセンス利用がなければあったはずの商用ライセンス需要を損なうことをしない
 - (イ) アカデミックライセンス利用により本来なかった商用ライセンス需要が増加することをよしとする

以上